協定対象労働者の範囲についての協議

弊社は、派遣労働者の待遇の決定について均等均衡方式を採用しています。
2020 年 4 月労働者派遣法改正当時これが原則であったことからも上記決定に至りました。

しかし、派遣労働者から、均等均衡方式を採用するという理由だけで労使決定方式を採用する今までの派遣先へ就業できなくなるのは困る、均等均衡方式をとる他派遣先に通勤するには通勤距離も方法も大幅に異なることとなり物理的に通勤できない、との意見が多数寄せられました。

そこで、弊社は労使の協議により、協定対象労働者の範囲を以下の範囲とすることとします。

但し、弊社や派遣先の恣意により、労使協定の対象となる派遣労働者を定めることは派遣労働者の待遇が不安定となる事から以下基準を定めることとします。

勤務地・就業場所による限定
対象を限定する範囲:佐川急便一宮営業所に派遣される派遣労働者
・労使協定の対象を、佐川急便一宮営業所に派遣される派遣労働者に限定する。

理由: 2020 年 4 月労働者派遣法改正当時、派遣先である佐川急便一宮営業所が労使協定方式での派遣労働者受け入れを決定したところ、弊社では愛知県内に当該派遣先以外の派遣就業先がなく、派遣労働者が均等均衡方式を採用する派遣先に通勤するには、物理的に不可能な距離であり、派遣労働者の就業機会を提供できない為。

現労働者代表と上記を確認し合意に至りました。

労使協定方式を採用する具体的事業所

令和7年 3 月 15 日

株行会社ロータス
代表取締役　岸本　裕之

労働者代表　伊藤　匠